

第3次

宇佐市男女共同参画計画

【概要版】



令和4年3月



◆計画策定の経緯

宇佐市では、2002(平成14)年3月に「宇佐市男女共同参画プラン」を、2012(平成24)年3月には、「第2次宇佐市男女共同参画プラン」を策定するとともに、2013(平成25)年3月には「宇佐市男女共同参画条例」を制定し、その実現にむけた取り組みを実施してきました。

2017(平成29)年には深刻化するDV(ドメスティック・バイオレンス)への対応に向けて、「宇佐市DV対策基本計画」を「第2次宇佐市男女共同参画プラン」の内容に付加しました。

「第2次宇佐市男女共同参画プラン」が、2021(令和3)年度をもって計画の終期を迎えることから、国や県の計画、社会情勢の変化、本市の現状を踏まえ、今後10年間に見据えた「第3次宇佐市男女共同参画計画」を策定しました。

◆計画の性格と期間

本計画は、「宇佐市男女共同参画推進条例」及び「男女共同参画社会基本法」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく計画です。

計画の期間は、2022(令和4)年度から2031(令和13)年度までの10年とします。なお、毎年実施状況の把握と評価を行うとともに、社会情勢の変化に対応するため、5年が経過した時に、計画改訂の必要性について審議を行います。

◆計画の概要

宇佐市男女共同参画計画

宇佐市男女共同参画計画「基本理念」

1. 男女の人権の尊重
2. 社会における制度又は慣習の見直し
3. 政策・方針の立案及び決定の場への共同参画
4. 家庭生活における活動とその他の活動の両立
5. 性と生殖に関する健康と権利の尊重
6. 国際社会の一員としての男女共同参画の推進

宇佐市男女共同参画計画「基本目標」

- 基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識改革
基本目標Ⅱ 女性と男性のあらゆる分野への活躍推進
(※宇佐市女性活躍推進計画)
基本目標Ⅲ 健康の増進と福祉の充実
基本目標Ⅳ DV等のあらゆる暴力の根絶
(※宇佐市DV対策基本計画)

施策実施

推進体制

基本目標 I 男女共同参画のための意識改革

男女共同参画社会実現に向けた法制度は充実してきましたが、現実には家庭、職場、地域において、性差意識や固定的役割分担は未だ残っています。性別にかかわらず、個性が尊重され、対等な関係で能力を十分に発揮できる社会の構築にむけて、性別役割分担意識を変えていくことが必要です。

■ 本市の課題及び取り組み

重点課題1 社会における制度又は慣行の見直し

(1) 固定的な性別役割のは是正への啓発	① 講演会やフォーラムの開催 【取組例】講演会や市民フォーラム開催など ② 市職員研修の実施 ③ 性差別につながる表現の見直し ④ 研修会の開催促進 【取組例】地域や企業、各種団体などへの講師派遣など
(2) 中立的社会制度の確立と慣行の見直し	① 法律の周知及び情報の提供 【取組例】法令ならびに相談窓口、救済機関の周知 ② 男女共同参画の視点での社会制度・慣行の見直し 【取組例】社会制度に関する情報提供や啓発など

重点課題2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

(1) 学校等における男女共同参画教育の充実	① 男女共同参画に関する教育の推進 【取組例】男女共同参画意識育成、人権教育推進など ② 教育関係者等への研修、講演会の開催
(2) 働く場における男女共同参画研修の充実	① 企業内研修の推進 【取組例】企業内研修実施の働きかけなど
(3) 家庭・地域における男女共同参画学習の充実	① 男女共同参画観に基づく、家庭づくりの啓発 【取組例】夫婦のパートナーシップのあり方などへの啓発など ② 男女共同参画に基づく講座等の開催

重点課題3 豊かな国際感覚の育成と交流

(1) 国際感覚の向上	① 世界規模での男女共同参画への理解 【取組例】先進諸国の制度や世界規模の女性問題の情報提供 ② 国際的視野を身に付けた児童・生徒の育成 【取組例】児童・生徒の語学力向上、中高生の短期留学など ③ 講座等の開催
(2) 国際交流活動の支援	① 国際交流の推進 ② 市民団体の育成・支援 【取組例】国際交流を行う市民団体支援

■ 市民・事業者の皆さんに期待される取り組み

市民の皆さんに期待される取り組み

- 家族が協力して家事や育児、介護等を行いましょう。
- 市などが主催する講演会や研修会に積極的に参加するとともに、地域や団体・サークル等で学習会を開催しましょう。

事業者の皆さんに期待される取り組み

- 性別に関わらず、一人ひとりの能力が発揮され、生きがいを持って働く環境づくりに努めましょう。
- セクハラ防止に向けての研修に積極的に取り組むとともに、従業員が気楽に相談できる体制を整えましょう。
- 文章や広告物に固定的な性別役割分担意識などを助長する言葉やイラストがないか確認しましょう。

基本目標Ⅱ

女性と男性のあらゆる分野への活躍推進(宇佐市女性活躍推進計画)

男女共同参画の実現には、労働の場・地域・家庭等において男女が対等な関係に立ち、様々な活動に参画する機会が確保されなければなりません。一方で、少子高齢化や人口減少により、労働力人口が減少していること等に起因して、女性労働者は増加していますが、結婚や出産によって離職を余儀なくされる女性は少なくありません。

また、家庭や地域においても、家事・子育て・介護等の多くのを女性が担っていることに起因して、女性の仕事と家庭の両立が厳しい環境に置かれており、今後は男女がともに能力と個性を発揮できるさらなる環境づくりが必要です。

本市の課題及び取り組み

重点課題1 政策・方針決定の場への女性の参画促進

(1) 各種審議会への女性の参画促進	① 審議会等への男女共同参画 【取組例】男女一方の委員の割合を4割以上にすること ② 審議会委員等の公募の拡大と各種団体からの女性の登用 ③ 女性の意識の啓発
(2) 職場における女性の登用促進	① 女性職員の管理職への登用 【取組例】市における促進や企業・事業者への協力依頼など ② 男女の職員の職域拡大
(3) 女性と人材育成の確保	① 女性の人材育成 【取組例】女性リーダー育成のための各種研修、学習機会の充実

重点課題2 家庭・地域社会における男女共同参画の推進

(1) 家庭における男女共同参画の推進	① 家族としての責任を担う家庭生活の推進 ② 夫婦育児教室への参加促進 ③ 男性の家事・育児・介護への参加促進 【取組例】パパ・ママ教室の開催や各種情報提供など ④ 育児・介護休暇取得の促進
(2) 地域活動への男女共同参画の推進	① 固定的な役割分担意識の是正のための啓発 ② 地域における啓発の推進 【取組例】講演会や研修機会の提供など
(3) 男女がともに支え合う防災・災害復興対策の推進	① 男女共同参画の視点からの防災 【取組例】男女共同参画の観点からの防災計画策定など ② 男女共同参画の視点からの防災の実践 ③ 避難時における配慮 【取組例】避難場所の運営・管理時の安全やプライバシー確保

重点課題3 働く場における男女平等の推進

(1) 働く場における男女の均等な機会と公平な待遇の確保	① 男女の雇用機会均等についての啓発 ② 企業訪問による男女共同参画の推進
(2) 男女がともに働きやすい環境の整備促進	① 労働関係法令の周知 ② 育児・介護休業を取得しやすい環境整備 ③ 働く女性の母性保護
(3) 就業条件向上についての啓発	① 就業条件向上についての啓発
(4) 自営業・農林漁業従事者等の生活・就労環境の整備	① 自営業・農林漁業従事者等の労働・生活環境の改善 ② 農林漁業経営者への参画支援 ③ 起業家の育成支援

重点課題4 働き続けるための支援体制の整備

(1) 就業機会の拡大	① 再雇用制度の普及促進 ② 職業能力開発の支援
(2) 働く男女の子育て支援	① 多様な就労形態にあった保育の充実 【取組例】時間延長保育や病児保育などの環境整備 ② 安心して社会参画できる子育て支援の充実 【取組例】育児相談、乳児保育事業の充実など ③ 児童の放課後対策の充実 【取組例】放課後健全育成事業(児童クラブ)の充実など
(3) 働く男女の高齢者介護支援	① 介護支援にかかる情報の提供
(4) 働く男女の健康増進	① 健康づくり教室の充実 ② 健康意識の啓発と健診機会の充実

○ 指標及び目標値

指 標	計画策定時 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
各種審議会等への女性委員の登用率	24.8%	40%
市の管理職員の内女性の割合	16.1%	20%
市職員の男性の育児休業取得率	6.7%	20%

※目標値は「宇佐市総合計画」及び「宇佐市特定事業主行動計画」に基づいて設定。

■ 市民・事業者の皆さんに期待される取り組み

市民の皆さんに期待される取り組み

- さまざまな意思決定の場に、男女がともに積極的に参加し、話し合いましょう。
- 男女がともに育児・介護休業制度等を積極的に活用しましょう。

事業者の皆さんに期待される取り組み

- 男性の仕事、女性の仕事などの先入観をなくし、個人の能力や意欲により仕事ができる環境づくりに努めましょう。
- 研修会などを行い、女性の人材育成に努めましょう。
- 男女ともに、育児・介護休暇制度を取得しやすい職場づくりに努めましょう。



基本目標Ⅲ 健康の増進と福祉の充実

男性と女性がともに助け合い、充実した生活を送るためにには、生涯を通じて心と体が健康であることが大切です。特に女性はライフステージに応じた健康づくりを担っていく必要があります。また、高齢者のみの家庭、障がい者(児)がいる家庭、ひとり親家庭など様々な家族形態が存在しますが、安心して生活できる環境づくりが求められており、生活安定と自立促進を図っていく必要があります。

■ 本市の課題及び取り組み

重点課題1 生涯にわたる健康の維持・増進

(1) 妊産婦・乳幼児への保健施策の充実	① 母性保護についての啓発 ② 妊産婦・乳幼児の健康の維持増進 ③ 子ども医療費助成事業の促進
(2) 健康の維持増進対策の充実	① 健康づくりの啓発 【取組例】健康教室や健康づくり教室の開催など ② 生活に応じた学習機会の提供 ③ 健診体制、健診内容の充実 【取組例】生活習慣病予防、成人病の早期発見など ④ 健康相談の充実 ⑤ スポーツ等の環境整備と人材育成
(3) 生涯を通じた健康づくりの推進	① 生涯を通じた健康の保持促進 ② 健診体制の充実強化 ③ 妊娠・出産等に関する健康支援 【取組例】母子健康事業の普及と育児不安の軽減など

重点課題2 安心して暮らせる福祉施策の充実

(1) ひとり親家庭等に対する福祉施策の向上	① 施設入所や緊急一時保護等の支援 ② 母子・寡婦福祉資金貸付の推進 ③ 福祉医療費助成の推進 ④ ひとり親家庭等の雇用機会の確保
(2) 障がい者福祉サービスの充実	① 生涯を通じた健康の保持促進 【取組例】日常生活用具給付事業など ② 重度医療費給付の推進 ③ 在宅環境の整備 ④ 障がい者福祉サービスの充実 【取組例】ワンストップ相談窓口機能充実など
(3) 高齢者福祉サービスの充実	① 在宅介護者の支援 ② 介護環境の整備 ③ 介護技術の普及 ④ 介護サービスの充実 ⑤ 介護保険制度の普及啓発とサービス供給体制の整備
(4) 高齢者の生きがい対策の充実	① シルバー人材センターの充実 ② 地域活動への支援 ③ 学習活動の情報提供及び支援 ④ 生きがい活動等への支援
(5) 生活環境のバリアフリー化	① すべての人にやさしい道路・建築物等の環境整備 ② 安全な生活環境づくり

■ 市民・事業者の皆さんに期待される取り組み

市民の皆さんに期待される取り組み

- ひとりで抱え込まず、さまざまな相談機関やサービスを利用しましょう。
- 市が実施する健康診断等については、積極的に受診しましょう。
- 育児・介護サービスを利用し、お互いに助け合いましょう。

事業者の皆さんに期待される取り組み

- 女性が結婚・出産しても、働き続けることができる職場環境を作りましょう。
- 積極的に健康診断等を受診できる環境整備に努めましょう。

«心身の健康に関する相談窓口»

☆ 宇佐市役所 健康課 健康増進係 0978-27-8137(直通)

☆ 宇佐市役所 福祉課 障がい者支援係 0978-27-8141(直通)

基本目標IV DV等のあらゆる暴力の根絶（宇佐市DV対策基本計画）

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス=DV)は、犯罪となる行為をふくむものであり、個人の尊厳を傷つけるとともに男女共同参画実現の大きな妨げになっています。

ドメスティック・バイオレンスのみならずセクシュアル・ハラスメント、ストーカーやパワーハラスメント等のあらゆる行為を含め、決して許されるものではなく、一人一人の意識を高め、これらの行為の発生を防ぐとともに、被害者保護等について体制整備を進めることが必要です。

本市の課題及び取り組み

重点課題1 暴力の根絶と被害者支援

(1) 男女間の暴力の根絶	<p>① 暴力を根絶するための意識啓発 【取組例】男女間の暴力根絶に関する啓発活動など</p> <p>② ドメスティック・バイオレンス対策の推進</p> <p>③ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 【取組例】女性に対する人権意識の高揚、啓発活動など</p> <p>④ 相談体制の整備充実</p>
------------------	---

市民・事業者の皆さんに期待される取り組み

市民の皆さんに期待される取り組み

- DVやあらゆる暴力を絶対にしない、させない、許さないという意識を持ちましょう。
- 被害を受けたら一人で悩まず専門の相談機関に相談しましょう。

事業者の皆さんに期待される取り組み

- パワーハラスメントやセクシュアル・ハラスメントに対する知識を身につけましょう。

- 夫から妻（恋人間を含む）への次の行為について、あなたが経験したことは何ですか。

行　為	人数	割合 (%)
大声でどなって威嚇する	92	26.4
たたく、突き飛ばす	62	17.8
何を言っても長時間無視し続ける	50	14.5
家具や食器、日用品等をなげたりして、おどす	45	13.1
大事な決め事をするときに自分の意見を無視する	44	12.8

- あなたは職場や地域社会などで次のような経験をしたことがありますか。（女性のみ）

行　為	人数	割合 (%)
容姿や年齢について話題にしたりする	93	30.4
性的な話や冗談を言う	81	26.5
「女のくせに」「女だから」または「男のくせに」「男だから」と言う	68	22.4
さわる、抱きつく	62	20.3
結婚や出産など、プライベートなことについてしつこく言う	51	16.8

資料：宇佐市「男女共同参画社会づくりのための意識調査」令和3年3月

«ドメスティック・バイオレンス(夫やパートナーからの暴力等)に関する相談窓口»

☆宇佐市役所 福祉課 福祉総務係 0978-27-8139(直通)

計画の実現に向けて

■ 計画の周知

本計画を広報誌や市ホームページなどの媒体やあらゆる機会を通じて周知するとともに、男女共同参画に関する情報提供を積極的に行い、市民や事業者の皆さんの理解を深め、様々な取り組みを支援します。

■ 男女共同参画審議会での審議

計画に関連する施策推進にあたっては、「宇佐市男女共同参画審議会」において審議を行い、その意見反映に努めることとします。

■ 庁内推進体制の整備

市職員へ男女共同参画に対する理念の浸透を図るとともに、全庁的な推進にむけて「宇佐市男女共同参画推進委員会」の充実に努め、各施策を効果的に推進します。

■ 市民や事業者・市民団体との連携について

市民や事業者・各種団体と連携し、講演会や啓発活動を通じて、計画推進に向けて取り組みを実施します。

■ 国・県・関係機関との連携

国・県・近隣自治体の計画等について、連携を図りながら、計画推進に努めます。

■ 意識調査等について

計画見直しにあたっては、5年ごとに実施する「男女共同参画に関する市民意識調査」やパブリックコメントを実施し、施策への反映に努めます。

■ 計画の進行管理

本計画に関連する各課の具体的な施策の進捗状況について、毎年調査を実施し、必要に応じて、その進捗状況を宇佐市男女共同参画推進委員会等へ報告することとします。また、SDGs(持続可能な開発目標)に係る項目の達成状況も踏まえた上で計画の見直し時に施策への反映を図ることとします。

第3次宇佐市男女共同参画計画（概要版）

令和4年（2022年）3月発行

■宇佐市 総務部 人権啓発・部落差別解消推進課

〒872-0492 宇佐市大字上田1030-1

TEL(0978)27-8122(課直通) FAX(0978)32-2331